

阪南市飲用井戸等の水質汚染事故処理要領

第1 趣旨

この要領は、阪南市飲用井戸等衛生管理指導要領に基づき、飲用井戸等の設置者等から汚染事故の連絡を受けた場合、又は、その他飲用井戸等の汚染を発見した場合に、速やかに適切な対応をするため、市が行うべき措置について必要な事項を定めるものとする。

第2 対象

飲用井戸等の水質汚染事故とは、水銀・六価クロム・農薬類並びにトリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・1,1,1-トリクロロエタン等に代表される有機溶剤等の有害・有毒物質によって、明らかに水質が汚染されているか、又は、その疑いがあるときをいう。

第3 措置

1 市は、事故発生の通知を受けたときあるいは汚染を発見したときは、次の内容について、各関係機関と連絡調整を図るものとする。

(1) 事故発生判明直後(第一報)

- ア 発生場所
- イ 飲用井戸等の設置者名
- ウ 通報者名
- エ 発生日時
- オ 事故の概況
- カ その他

(2) 現地調査実施後(第二報)

- ア 発生場所
- イ 飲用井戸等の設置者名

- ウ 発生日時
- エ 事故の状況
- オ 事故原因
- カ 水道の給水の有無
- キ 応急措置の内容
- ク 付近の井戸の所在及びその使用状況
- ケ その他

2 市は、事故発生時には速やかに現地の状況調査を行い、必要な箇所での採水を行うものとする。この場合において、市は必要があると認めるときは、関係機関と共同して調査等を行うものとする。

(1) 状況調査は、前項第2号の事項について調査する。

(2) 採水すべき必要な箇所は、概ね次のとおりとする。

- ア 当該汚染を受けた井戸等
- イ 影域にあると考えられる付近の飲用井戸等
- ウ 汚染井戸等の付近の水路等

3 事故発生時の水質検査は、原則として市で実施し、状況判断の資料として少なくとも水温・濁度・色度・臭味・PH値・過マンガン酸カリウム消費量の検査を行うものとする。この場合において、市は必要があると認めるときは、水道法に基づく水質基準の省令に定められた項目について検査を実施するものとする。

第4 指導等

1 市は、設置者等に対し次の指導を行うものとする。

(1) 調査の結果、井戸水等の飲用により人の健康を阻害するおそれがあることが判明した場合、設置者に対し井戸水等の飲用を中止するよう指示するものとする。この場合において、市は必要があると認めるとき

は、水道事業者との連絡・調整を図るものとする。

- (2) 飲用の中止を指示する場合であって、当該井戸等が給水区域内に設置されているときは、早急に水道による給水を受けるよう指導するものとする。この場合において、当該井戸等が未給水区域に設置されているときは、水源の変更・適正な浄水処理等について指導・助言を行う。

2 市は、次の業務を行うものとする。

- (1) 市が飲用の中止を指示した場合には、必要に応じ水道事業者に対し、応急給水等の措置を講じるよう要請する。
- (2) 市が水道による給水を受けるよう指導した場合には、必要に応じ水道事業者に対し、引き込み工事等について速やかに対処するよう要請する。

附 則

この要領は、平成25年1月1日から施行する。